



栃木県公報

平成25年
3月26日(火)
号外
第25号

目次

教育委員会

- 平成25年4月1日における号給の調整に関する規則の制定..... 1
- 県立学校管理規則等の一部改正..... 2
- 県立学校管理規則の一部改正..... 4
- 栃木県教職員住宅管理規則の一部改正..... 10
- 平成24年4月1日における号給の調整に関する規則の廃止..... 10
- 栃木県立学校文書等取扱規程の一部改正..... 10
- 平成26年度栃木県立高等学校入学者選抜要項..... 10
- 平成26年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項..... 13

人事委員会

- 平成25年4月1日における号給の調整に関する規則の制定..... 14
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正..... 15
- 平成24年4月1日における号給の調整に関する規則の廃止..... 15

教育委員会

栃木県教育委員会規則第二号

平成二十五年四月一日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

栃木県教育委員会

平成二十五年四月一日における号給の調整に関する規則

栃木県公立学校職員給与条例（昭和三十二年栃木県条例第三十四号）附則第二十一項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める職員は、平成十九年四月一日（以下「調整対象昇給日」という。）に同条例第七条第五項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

- 一 調整対象昇給日から平成二十五年四月一日（以下「調整日」という。）の前日までの間に新たに職員となった者であつて、栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年栃木県教育委員会規則第十三号。以下「平成十八年初任給規則」という。）附則第三項の規定により号給を決定された者のうち、同項に規定する採用日から同項の規定による年数を遡つた日が教育委員会が人事委員会と協議して定める日前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第七号。以下「初任給規則」という。）別表第九から別表第十二の二までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員及び次号に掲げる職員を除く。）
- 二 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給規則第六条第五項第一号又は第二号に掲げる者になった職員であつて、調整対象昇給日から調整日までの期間（以下「特定期間」という。）に当該者から人事交流等により引き続き職員となったもの（人事交流等により引き続き職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員を除く。）
- 三 特定期間に給料表異動等をした職員であつて、次に掲げるもの
 - イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であつて、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が二以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。以下この号において同

じ。)があつたものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でないこととなるもの(次号に掲げる職員及び教育委員会が人事委員会と協議して定める職員を除く。)

ロ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となつた者(人事交流等により新たに職員となつた者を除く。)であつて、新たに職員となつた日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、平成十八年初任給規則附則第三項に規定する採用日から同項の規定による年数を遡つた日が教育委員会が人事委員会と協議して定める日前となる職員(同項の規定により号給を決定された職員に限る。)に該当することとなるもの

四 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間、同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法律第七十八号)第二条第一項若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかつた期間又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条の規定により育児休業をしていた期間がある職員であつて、平成十八年四月一日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つたもののうち、教育委員会が人事委員会と協議して定める職員

五 前各号に掲げるもののほか、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ教育委員会が人事委員会の承認を得て定める職員

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第三号

県立学校管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

栃木県教育委員会

県立学校管理規則等の一部を改正する規則

(県立学校管理規則の一部改正)

第一条 県立学校管理規則(昭和三十二年栃木県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一 栃木県立宇都宮東高等学校の項中

男	普通	普通	平成22年度から募集停止
男女	普通	普通	

を

男女	普通	普通	
----	----	----	--

に改め、同表栃木県立宇都宮工業高等学校の項中

土木	平成23年度から募集停止
建築	
インテリア設備	
電子	

を

機械	機械システム系
電子機械	

に改め、同表栃木県立佐野高等学校の項中

機械	機械システム系
電子機械	

男	普通	普通	平成23年度から募集停止
男女	普通	普通	

を

男女	普通	普通	
----	----	----	--

に改め、同表

栃木県立佐野女子高等学校の項、栃木県立佐野松陽高等学校の項及び栃木県立田沼高等学校の項を削り、同

表栃木県立矢板高等学校の項中

農業	農業経営	
工業	機械	
	電子	
商業	情報処理	平成23年度から募集停止
家庭	栄養食物	
福祉	社会福祉	

を

農業	農業経営	
工業	機械	
	電子	
家庭	栄養食物	
福祉	社会福祉	

に改め、同表栃木県立塩谷高等学校の項を削る。

(事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部改正)
第二条 事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則(昭和四十六年栃木県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「、小山城南高等学校」及び「、栃木工業高等学校、栃木商業高等学校」を削り、「佐野松陽高等学校」を「佐野松校高等学校」に改め、「、足利女子高等学校」、「、足利清風高等学校」及び「、茂木高等学校」を削る。

(栃木県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第三条 栃木県立高等学校の通学区域に関する規則(平成五年栃木県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一 安定学区の項中「栃木県立佐野女子高等学校 栃木県立佐野東高等学校 栃木県立田沼高等学校」を「栃木県立佐野東高等学校」に改め、同表堀谷・南那須学区の項中「栃木県立矢板東高等学校 栃木県立堀谷高等学校」を「栃木県立矢板東高等学校」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第四号

県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

栃木県教育委員会

県立学校管理規則の一部を改正する規則

県立学校管理規則(昭和二十二年栃木県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

様式一(その二)中 「普通教育に関する」を「各学科に共通する」に、

国語表現Ⅰ	2
国語表現Ⅱ	2
国語総合	4
現代文	4
古典	4
古典講読	2

を

「

国語総合	4
国語表現	3
現代文A	2
現代文B	4
古典A	2
古典B	4

」

「

オーラル・コミュニケーションⅠ	2							
オーラル・コミュニケーションⅡ	4							

」

英 語 I	3											
英 語 II	4											
リーディング	4											
ライティング	4											
			()	()	()	()	()	()	()	()	()	
家 庭 基 礎	2											
家 庭 総 合	4											
生 活 技 術	4											
			()	()	()	()	()	()	()	()	()	
情 報 A	2											
情 報 B	2											
情 報 C	2											
			()	()	()	()	()	()	()	()	()	

知

コミュニケーション英語基礎	2											
コミュニケーション英語 I	3											
コミュニケーション英語 II	4											
コミュニケーション英語 III	4											
英語表現 I	2											
英語表現 II	4											
英語会話	2											
			()	()	()	()	()	()	()	()	()	
家 庭 基 礎	2											
家 庭 総 合	4											

知

生活デザイン	4									
			()	()	()	()	()	()	()	()
社会と情報	2									
情報の科学	2									
			()	()	()	()	()	()	()	()

「主として専門学科において開設される各教科・科目」

「専門教育に関する各教科・科目」

「学校設定科目名を」に定める「普通教育に関する」や「各学科に共通する」に「学校設定科目名について」に定める「普通教育に関する」や「各学科に共通する」に「教科名について」に定める「専門教育に関する」や「主として専門学科において開設される」に「教科名について」に定める「第 学年・学級数 学級」に「第 学年・学級区分 学級 (課程)」に定める

国語表現Ⅰ	2							
国語表現Ⅱ	2							
国語総合	4							
現代文	4							
古典	4							
古典講読	2							

也

国語総合	4							
国語表現	3							
現代文A	2							
現代文B	4							
古典A	2							
古典B	4							

記

地理B	4							

地

地理B	4							

地

政治・経済	2							

地

政治・経済	2							

地

数学活用	2							

地

数学活用	2							

地

理科課題研究	1							

地

理科課題研究	1							

情 報 C	2									
-------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

コミュニケーション英語基礎	2									
コミュニケーション英語Ⅰ	3									
コミュニケーション英語Ⅱ	4									
コミュニケーション英語Ⅲ	4									
英語表現Ⅰ	2									
英語表現Ⅱ	4									
英語会話	2									
家庭基礎	2									
家庭総合	4									
生活デザイン	4									
社会と情報	2									
情報の科学	2									

に

小計										
自立活動	1以上									

せ

小計										
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に

学校行事《年間時数》										
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

せ

生徒会活動《年間時数》									
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

生徒会活動《年間時数》									
学校行事《年間時数》									
自立活動	1以上								

に改め、同様

式(その三)注中「専門教育に関する」を「主として専門学際において開設される」と、「教科名について」を「教科名を」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(教職員課)

栃木県教育委員会規則第五号

栃木県教職員住宅管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

栃木県教育委員会

栃木県教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

栃木県教職員住宅管理規則(平成六年栃木県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表栃木A地区教職員住宅の項、佐野地区教職員住宅の項及び鹿沼A地区教職員住宅の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(健康福利課)

栃木県教育委員会規則第六号

平成二十四年四月一日における号給の調整に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

栃木県教育委員会

平成二十四年四月一日における号給の調整に関する規則を廃止する規則

平成二十四年四月一日における号給の調整に関する規則(平成二十四年栃木県教育委員会規則第一号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県教育委員会訓令第一号

県立学校

栃木県立学校文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

栃木県教育委員会

栃木県立学校文書等取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県立学校文書等取扱規程(平成十二年栃木県教育委員会訓令第四号)の一部を次のように改正する。

別表栃木県立佐野女子高等学校の項、栃木県立佐野松陽高等学校の項、栃木県立田沼高等学校の項及び栃木県立塩谷高等学校の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(教職員課)

栃木県教育委員会訓令第二号

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条及び栃木県立学校通信教育に関する規則（昭和46年栃木県教育委員会規則第5号）第8条の規定により平成26年度栃木県立高等学校入学者選抜要項を定めたので、次のとおり公示する。

平成25年3月26日

栃木県教育委員会

平成26年度栃木県立高等学校入学者選抜要項

平成26年度栃木県立高等学校の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

第1 全日制課程及び定時制課程について

1 入学志願資格

高等学校に入学を志願することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業し、又は修了した者
- (2) 平成26年3月31日までに中学校を卒業し、又は修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、又は平成26年3月31日までに該当する見込みの者

2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

3 出願

- (1) 入学志願者は、栃木県立高等学校の通学区域に関する規則（平成5年栃木県教育委員会規則第9号）に基づいて出願するものとする。
- (2) 入学志願者は、全日制、定時制の各課程ごとに1校1学科（系・科）に限り出願するものとする。ただし、第2志望、第3志望まで認める場合については、別に定める。
- (3) 出願に要する書類の提出期間は、全日制課程については平成26年2月19日（水）及び同月20日（木）とし、定時制課程については同年3月12日（水）から同月14日（金）までとする。
- (4) 全日制課程に入学を志願した者は、出願に要する書類の提出後において、出願先の学校、学科、系及び科を平成26年2月24日（月）及び同月25日（火）に、1回に限り変更することができる。
- (5) 出願に要する書類は、在学又は出身の中学校の校長（以下「中学校長」という。）を經由して志願先の高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）に提出するものとする。ただし、中学校を卒業後5年以上経過した志願者は、志願者本人が直接志願先高等学校に提出するものとする。
- (6) 中学校長は、入学志願者に係る調査書を志願先の高等学校長に提出するものとする。

4 学力検査等

- (1) 学力検査は、全日制、定時制の各課程ごとに、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。ただし、定時制課程において、出願者が満20歳以上の者（平成26年4月1日現在）については、高等学校長の判断により学力検査を行わず、作文をもってこれに代えることができるものとする。
- (2) 学力検査の期日は、全日制課程については平成26年3月6日（木）、定時制課程については同月18日（火）とする。
- (3) 全日制課程については、別に定める学校・学科（系・科）において面接を実施し、定時制課程については原則として面接を実施する。
- (4) 実技検査については、別に定める学校・学科（系・科）において実施する。

5 入学者の選抜

- (1) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。
- (2) 入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績、さらに面接実施校及び実技検査実施校ではその結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を判定して行うものとする。

6 合格者の発表

合格者の発表は、全日制課程については平成26年3月12日（水）、定時制課程については同月24日（月）とする。

7 特色選抜

特色選抜については、次に定めるところにより行う。

(1) 入学志願資格

特色選抜を志願することのできる者は、前記1に該当し、かつ、志願する高等学校が示す資格要件を

満たす者とする。

(2) 募集定員

特色選抜の定員の割合については、別に公示する学校・学科（系・科）の定員の30パーセント程度を上限とし、各学校・学科（系・科）ごとに定めるものとする。ただし、栃木県立小山南高等学校のスポーツ科は50パーセント程度とし、中高一貫教育に係る併設型高等学校は募集定員から内部進学による入学内定者数を除いた定員とする。なお、程度の範囲については、5パーセント以内とする。

(3) 出願

ア 全日制課程について出願するものとする。

イ 出願に要する書類の提出期間は、平成26年1月30日（木）及び同月31日（金）とする。

(4) 面接等

ア 全ての高等学校において、個人面接、集団面接及びこれらを併用するものの中から、各学校・学科（系・科）の特色に応じて選択したものを行う。

イ アに加えて、各高等学校は、高等学校長の判断により、作文、小論文及び学校独自検査（高等学校が独自に設定した学校作成問題、口頭試問、実技等の検査をいう。以下同じ。）の中から、各学校・学科（系・科）の特色に応じたものを選択して行う。

ウ 面接等の期日は、平成26年2月6日（木）及び同月7日（金）とする。ただし、面接等を実施する日が一日である高等学校においては、平成26年2月6日（木）とする。

(5) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書、志願理由書等及び面接並びに各高等学校が必要と認めて実施する作文、小論文、学校独自検査の結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を判定して行うものとする。

(6) 合格内定者の発表

合格内定者の発表は、平成26年2月13日（木）とする。

8 フレックス特別選抜

フレックス特別選抜については、栃木県立学悠館高等学校において、次に定めるところにより行う。

(1) 入学志願資格

前記1に準ずる。

(2) 募集定員

フレックス特別選抜の定員の割合は、募集定員の50パーセントを上限とする。

(3) 出願

ア 定時制課程について出願するものとする。

イ 出願に要する書類の提出期間は、平成26年2月24日（月）及び同月25日（火）とする。

(4) 面接等

ア フレックス特別選抜においては、学力検査を行わず、面接及び作文をもってこれに代えるものとする。

イ フレックス特別選抜の期日は、平成26年3月6日（木）とする。

(5) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書、志願理由書、面接及び作文の結果等を資料として行うものとする。

(6) 合格者の発表

合格者の発表は、平成26年3月12日（水）とする。

9 中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜

中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜については、特例を別に定める。

10 海外帰国者・外国人等の入学者の選抜

海外帰国者・外国人等の入学者の選抜については、特別の措置を別に定める。

第2 通信制課程について

1 入学志願資格

入学を志願することのできる者は、栃木県の区域内に住所を有する者（特別の事由のある者については、この限りでない。）のうち、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 中学校を卒業し、又は修了した者

(2) 平成26年3月31日までに中学校を卒業し、又は修了する見込みの者

(3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は平成26年3月31日までに該当する見込みの者

2 出願

出願に要する書類の提出期間は、平成26年3月12日（水）から同月14日（金）まで、同月17日（月）から同月20日（木）、同月24日（月）及び同月25日（火）とする。

3 面接等

- (1) 学力検査を行わず、面接等をもってこれに代えるものとする。
- (2) 面接の期日は、平成26年3月21日（金）又は同月26日（水）のいずれかとする。

4 入学者の選抜

- (1) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。ただし、通信制課程の教育課程を履修できる見込みのない者は、除くものとする。
- (2) 入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類及び面接の結果等を資料として行うものとする。

5 合格者の発表

合格者の発表は、平成26年3月27日（木）とする。

（学校教育課）

栃木県教育委員会告示第2号

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条の規定により平成26年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項を定めたので、次のとおり公示する。

平成25年3月26日

栃木県教育委員会

平成26年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項

平成26年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜は、この要項に定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

1 入学志願資格

障害の程度が、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に掲げる程度の者で、それぞれ次のいずれかに該当するものとする。

(1) 高等部

- ア 中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業し、又は修了した者
- イ 平成26年3月31日までに中学校を卒業し、又は修了する見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、又は平成26年3月31日までに該当する見込みの者

(2) 高等部専攻科（視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校に置くもの）

- ア 平成26年3月31日までに高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校（以下「高等学校」という。）を卒業し、又は卒業する見込みの者
- イ 平成26年3月31日までに学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みの者

(3) 幼稚部

- ア 視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校においては、平成20年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた幼児
- イ 聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校においては、平成20年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた幼児

2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

3 出願

- (1) 出願に必要な書類は、志願先の特別支援学校に提出するものとする。
- (2) 願書等の提出期間は、平成26年2月19日（水）及び同月20日（木）の2日間とする。
- (3) 出願は、県立学校（特別支援学校及び高等学校）を通じて1校とする。

4 入学者の選抜

- (1) 高等部の選抜については、中学校又は高等学校の校長から送付された調査書、学力検査の成績及び面接の結果を資料とするほか、特別支援学校の校長が必要と認めて実施したその他の検査の結果を、幼稚部の選抜については、面接及び特別支援学校の校長が必要と認めて実施したその他の検査の結果を、それぞれ

資料として行うものとする。

- (2) 選抜の期日は、平成26年3月6日（木）とし、会場は、出願先の特別支援学校とする。
- (3) 選抜結果の発表は、平成26年3月12日（水）とする。
- (4) 特別の事情等により受検できなかった者で、高等部、高等部専攻科又は幼稚部への入学を希望するものについては、別に取り扱うものとする。

(特別支援教育室)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第三号

平成二十五年四月一日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

平成二十五年四月一日における号給の調整に関する規則

職員の給与に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第一号）附則第十二項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、平成十九年四月一日（以下「調整対象昇給日」という。）に同条例第六条第五項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

- 一 調整対象昇給日から平成二十五年四月一日（以下「調整日」という。）の前日までの間に新たに職員となった者であつて、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年栃木県人事委員会規則第十三号。以下「平成十八年初任給規則」という。）附則第五項の規定により号給を決定された者のうち、同項に規定する採用日から同項の規定による年数を遡つた日が人事委員会の定める日前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県人事委員会規則第五号。以下「初任給規則」という。）別表第十六から別表第二十一までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員及び次号に掲げる職員を除く。）
- 二 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給規則第十二条各号に掲げる者になった職員であつて、調整対象昇給日から調整日までの期間（以下「特定期間」という。）に当該者から人事交流等により引き続き職員となったもの（人事交流等により引き続き職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員を除く。）
- 三 特定期間に給料表異動等をした職員であつて、次に掲げるもの
 - イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であつて、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が二以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。以下この号において同じ。）があつたものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でないこととなるもの（次号に掲げる職員及び人事委員会の定める職員を除く。）
 - ロ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）であつて、新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き任職していたものとした場合に、平成十八年初任給規則附則第五項に規定する採用日から同項の規定による年数を遡つた日が人事委員会の定める日前となる職員（同項の規定により号給を決定された職員に限る。）に該当することとなるもの
- 四 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間、同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和三十二年法律第七十八号）第二条第一項若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかつた期間又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をしていた期間がある職員であつて、平成十八年四月一日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つたもののうち、人事委員会の定める職員

五 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第四号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「三百三十円」の下に「（著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、六百六十円）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第五号

平成二十四年四月一日における号給の調整に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

平成二十四年四月一日における号給の調整に関する規則を廃止する規則

平成二十四年四月一日における号給の調整に関する規則（平成二十四年栃木県人事委員会規則第一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。